

日本パラリンピック委員会加盟競技団体要項

第 1 条(目的)

この要項は、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」)運営規程第 6 条に定める競技団体の加盟及び脱会の要件等を定めたものである。

第 2 条(要件)

JPC 加盟競技団体は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「JPSA」)登録団体または準登録団体であること。
- (3) 当該競技国内唯一の中央競技団体(以下「NF」)であること。
- (4) 原則として、過去から継続して全国規模の大会を開催している実績があること。
- (5) 次のいずれかに該当する NF であること。
 - ・パラリンピックでの実施が決定している競技の NF
 - ・デフリンピックでの実施が決定している競技の NF
 - ・IPC に加盟している国際障がい別競技団体が主催する国際総合競技大会(地域大会を除く)の正式競技の NF
 - ・元パラリンピック正式競技で、かつ国際パラリンピック委員会承認競技連盟に加盟している NF
 - ・World Para Sports の NF として JPC が認める NF
 - ・障がい別国内統括団体
 - ・その他、JPC 運営委員会が認める NF
- (6) JPSA を含む統括団体(公益財団法人日本スポーツ協会ならびに公益財団法人日本オリンピック委員会)が実施する適合性審査を受け、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>(以下「コード」)の適合性が認められる、または、未だ受けていない場合には認められる見込みであること。

第 3 条(加盟単位)

前条の要件を満たす法人単位での加盟を原則とする。ただし、身体と知的の別や、冬季競技における競技種別、さらには団体競技における男女の別等、競技団体が法人内で強化活動の単位(強化単位)を設け強化単位毎に強化戦略プラン(または KPI)を策定・実行し、その評価に基づき強化費を配分することが合理的であると JPC 運営委員会が認めた場合は、強化単位毎に加盟することができるものとする。

第 4 条(権利)

JPC 加盟競技団体は、次の権利を有する。

- (1) JPC 加盟競技団体会議等に参加する権利。
- (2) JPC が加盟競技団体のみを対象として行う意見募集に応募する権利。
- (3) JPC が行う加盟競技団体を支援する事業を利用する権利。
- (4) JPC が保有する情報のうち、JPC が提供を認めた情報を取得する権利。

第 5 条(義務)

- (1) JPC への加盟を希望する団体は、関係法令、JPSA 倫理規程及び JPC 諸規程(運営規程、国際総合競技大会派遣規程)等を遵守しなければならない。
- (2) JPC への加盟を希望する団体は、次の①から⑥の書類を添付した加盟申請書を JPC が別に定める日までに遅滞無く提出しなければならない。
 - ① 競技団体強化指定選手・スタッフおよび日本代表選手・スタッフ選考規程
 - ② 強化指定選手・スタッフ名簿
 - ③ 国際大会参加実績
 - ④ 倫理・コンプライアンス関連規程
 - ⑤ 当該事業年度の強化計画書及び予算書
 - ⑥ JPSA 倫理規程誓約書
- (3) JPC 加盟団体は、コードへの適合状況について自己説明および公表を年 1 回実施するとともに、JPSA を含む統括団体が実施する適合性審査を4年毎に受けなければならない。

第 6 条(承認・更新・脱会)

- JPC 加盟の可否は、JPC 運営委員会での審議を経て、JPC 運営委員会の決議により承認される。
- (1) JPC 運営委員会は、JPC への加盟を希望する団体から、本要項第 5 条に定める申請書類の提出があった場合は、書類および当該競技団体の組織体制の整備状況、健全性、発展性等を踏まえ加盟の可否を審議する。
 - (2) JPC 運営委員会の決議により、JPC 加盟を認められた団体は、承認通知を受領後、遅滞無く分担金 10 万円を納入しなければならない。
 - (3) JPC 加盟の更新を希望する団体は、別途定める申請書を毎年 JPC が指定する日までに必着で提出しなければならない。また、更新に伴う分担金は JPC が指定する日までに JPC が指定する口座に納入しなければならない。
 - (4) JPC 加盟団体が JPC を脱会しようとする場合は、その理由を明記した脱会届を団体代表者名で提出し委員長の承認を受けなければならない。

第 7 条(指導・助言)

- (1) JPC は、自らの目的を達成するために必要があると認めるときは、JPC 加盟競技団体に対し、事業の運営について必要な指導助言、処分等を実施することができる。
- (2) JPC は、JPC 加盟競技団体における適切な組織運営を確保するために、加盟競技団体に対し、当該競技団体の組織運営および活動の状況に関して報告を求めることができる。
- (3) 前項の目的のために、JPC の職員または JPC の指定する者は、当該競技団体の事務所に立入り、その組織運営および活動の状況に関する会計帳簿、書類その他の資料を閲覧、複写、当該競技団体の役職員および関係者に必要な事項を聴取することができる。

第8条(処分)

加盟競技団体が本要項第2条に定める要件を欠いた場合、また本要項第5条に定める義務に著しく違反した場合、加盟競技団体が管理運営に適正を欠いた行為を行った場合には、JPSA が定める「登録団体の処分に関する規程」に拠り処分を行うことができる。

附則

1. この要項は、令和2年4月16日から施行する。
2. この要項は、令和3年5月27日から施行する。
3. この要項は、令和4年3月1日から施行する。
4. この要項は、令和4年12月14日から施行する。
5. この要項は、令和5年7月6日から施行する。